

お子さまの令和8年度の学校給食費につきまして、保護者（納入義務者）のみなさまに、「海老名市学校給食費納入通知書」を送付いたします。

1 令和8年度の学校給食費について

◆ 年間の給食費の基本額と納期限

①小学校給食費

年額 59,680 円ですが、保護者負担については、「学校給食費の抜本的な負担軽減に係る令和8年度における小学校給食費の特例」により年額 2,480 円となります。差額の 57,200 円については、国交付金制度を活用しています。

②中学校給食費

年額 73,800 円ですが、保護者負担については、「物価高騰に係る令和8年度における中学校給食費の特例」により年額 59,400 円となります。差額の 14,400 円については、市が負担しています。

納期限		6/1	6/30	7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	12/25	2/1	3/1	年間の 給食費 (円)
区分		1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	
小学校	1年生	238	238	238	238	238	238	238	238	238	238	2,380
	2～6年生	248	248	248	248	248	248	248	248	248	248	2,480
中学校	1, 2年生	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	5,940	59,400
	3年生	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	5,445	54,450

学年ごとに喫食回数が異なり、学校給食費に金額の差異がありますので詳細は上の表をご覧ください。

給食費の基本額は、完全給食（食事と牛乳）の提供を受ける場合の金額です。給食区分の一部停止をしている場合は、基本額から減額された額となります。個人ごとの金額は、同封の「海老名市学校給食費納入通知書」をご確認ください。

2 納入方法について

振替口座の登録がある場合は、納入通知書「納付方法」の欄に記載している指定口座より引き落としします。振替口座の登録がない場合は、同封されている納付書でお支払いください。

（1）口座振替（自動払込）払い（手数料は市が負担します。）

各納期限の日にご指定の口座から自動で給食費が引き落とされます。引き落とし方法は、最初の納期限日に年額を一括で払い込む「全納」と、各期ごとに引き落とす「期別」からお選びいただけます。なお、小学校給食費については、年額が大幅に軽減されることから、「期別」をお選びいただいた場合についても、「全納」として振替させていただきます。

口座振替をご希望の場合は、「Web口座振替受付サービス」または「海老名市学校給食費口座振替申込書 兼 廃止届」により口座の登録手続きを行ってください。（申込み用紙は、学校・就学支援課で配付しています。）

※口座振替から納付書払いに変更したい場合も、上記様式にてお手続きください。「Web口座振替受付サービス」からは廃止の手続きができません。

（2）納付書による支払い（金融機関、コンビニ、電子マネー、モバイルレジ等で納付できます。）

同封の納付書により、各納期限日までにお支払いください。納付書でのお支払いは、納付書裏面記載の納付場所で現金でお支払いいただくか、スマートフォン等のアプリケーションを利用して、電子マネーやモバイルレジでお支払いが可能です。※電子マネーでのお支払いについては、裏面をご覧ください。

裏面もご覧ください

3 納入義務者や給食の喫食内容等が変わったときは

納入義務者、住所、氏名、給食の喫食内容等を変更する場合には、『海老名市学校給食の内容に関する連絡書（第1号様式）』をお子さまが通う学校にご提出ください。

4 スクールライフサポート制度

海老名市では、経済的な理由でお子さんを学校へ就学させることがお困りの方に、学校生活に必要な費用の一部を援助しています。ご申請いただき、審査の結果認定された場合は、認定日以降の給食費はスクールライフサポート制度により市から直接お支払いさせていただくため、保護者さまのご負担は発生しません。

※スクールライフサポートの申請は年度ごとに必要です。

5 その他の手続き（各様式は、学校・就学支援課で配付しています。）

（1）病気・事故・その他の理由により給食が食べられないときは

病気や事故、その他の理由により、4日以上欠食となることが事前に分かっている場合は、その事実の4日前までに『学校給食の実施に関する連絡書（第2号様式）』を学校へ提出してください。日数に応じて学校給食費を減額します。（4日未満の欠食については、減額の対象になりません。）

また、学校からの報告により5日以上連続して欠食が生じた場合には、5日目以降の学校給食費を減額します。※減額は年度末の精算時に行います。

（2）災害の場合など

災害やその他、特別な理由がある場合は、給食費の減免対象となります。「海老名市学校給食費減免申請書（第4号様式）」を学校にご提出ください。

【お問い合わせ】 就学支援課 健康給食係 （電話）046-235-4921

納付書払いでは、電子マネーでのお支払いが可能です

納付書払いでは、スマートフォンの電子マネーアプリを利用して、学校給食費をお支払いできます。金融機関やコンビニに出かけることなく、各電子マネーアプリを利用してスマートフォンからお支払いができますので、ぜひご利用ください。

詳細は、海老名市ホームページ「「電子マネー」での納付について」をご確認ください。

（トップページ＞暮らしのガイド＞税金＞市税の納付＞「電子マネー」での納付について）

【ご利用方法】

- ① スマートフォンに電子マネーアプリをインストールし、納付額をチャージします。
- ② 納付書に印刷されたバーコードをアプリ内カメラで撮影して読み取り、内容確認後、お支払いをします。

【現在利用可能な電子マネー】

PayPay



d払い



au PAY



楽天 Pay



FamiPay



AEON Pay



※納付書のウラ面に「J-Coin」は、『令和8年8月31日で終了』とありますが、正しくは『令和8年3月31日で終了』となります。訂正とともにお詫び申し上げます。

～専用アプリ「モバイルレジ」によるお支払いも引き続きご利用いただけます～

納付書に印刷されたコンビニ収納用のバーコードを、スマートフォンなどのカメラで撮影して読み取り、学校給食費などの納付ができるサービスです。

詳細は、モバイルレジホームページをご覧ください。



【モバイルレジホームページ】